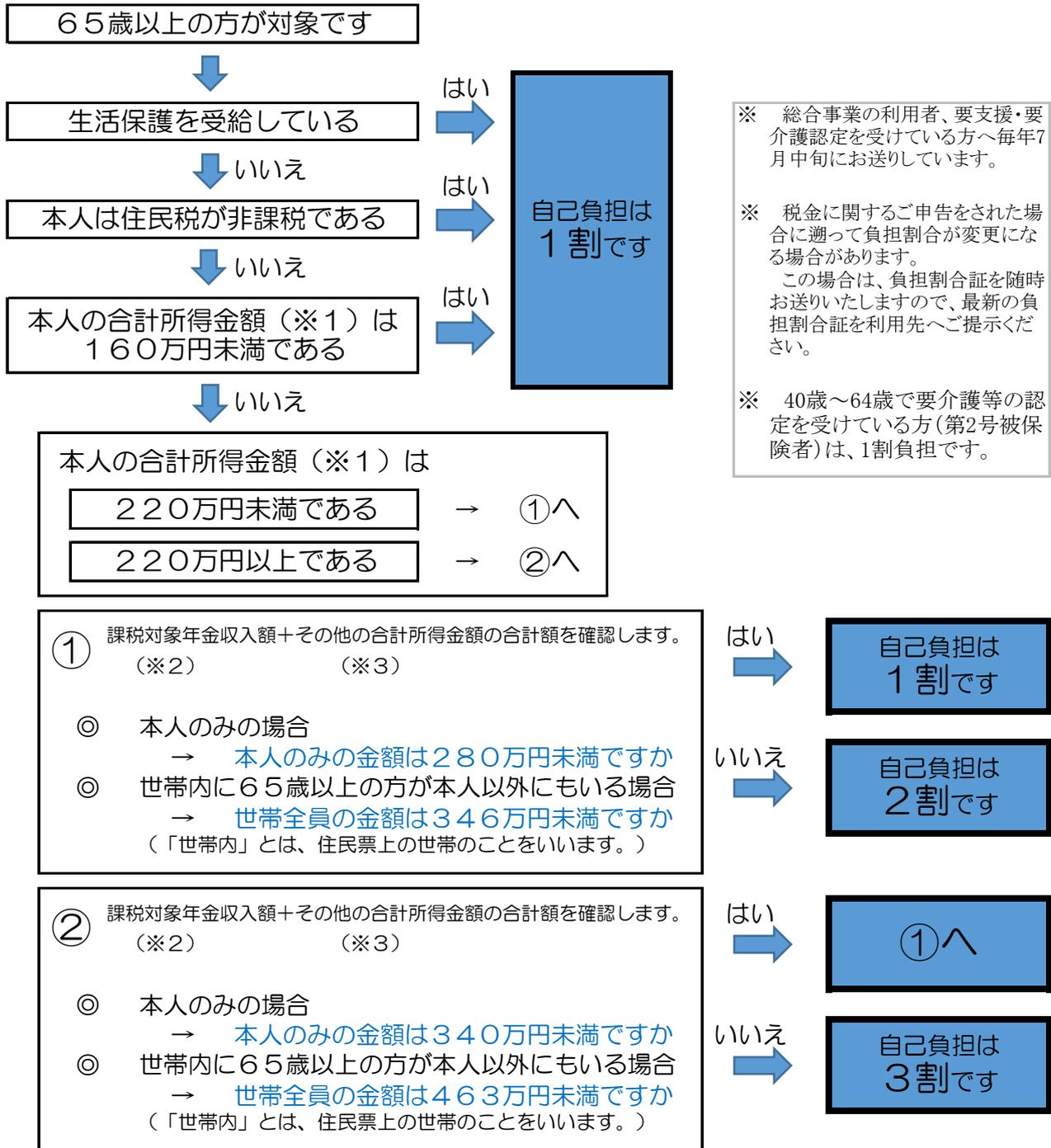


介護保険負担割合証の交付にともなう 利用者負担の判定の流れ



※ 総合事業の利用者、要支援・要介護認定を受けている方へ毎年7月中旬にお送りしています。

※ 税金に関するご申告をされた場合に遡って負担割合が変更になる場合があります。
この場合は、負担割合証を随時お送りいたしますので、最新の負担割合証を利用先へご提示ください。

※ 40歳～64歳で要介護等の認定を受けている方（第2号被保険者）は、1割負担です。

※1 【合計所得金額】年金、給与等の収入から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、所得控除（扶養控除や社会保険料控除等）や損失の繰越控除をする前の金額です。
ただし、給与所得または公的年金などに係る雑所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額または公的年金などに係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。なお、当該所得金額が0円を下回った場合は0円とみなします。また、土地売却等に係る特別控除がある場合は、長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除を控除した後の金額を用います。

※2 【課税対象年金収入額】非課税年金（障害年金、遺族年金など）以外の年金の総支給額です。

※3 【その他の合計所得金額】税法上の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた金額です。0円を下回った場合は0円とみなします。
なお、その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得の金額（所得金額調整控除がある場合は控除前の金額）から10万円を控除した金額を用います（0円を下回った場合は0円とみなします）。